（地方公営企業法施行規則の一部改正）

第二条　地方公営企業法施行規則（昭和二十七年総理府令第七十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（公金の徴収等の委託） **第五十三条の二**　地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号）第十二条の二の十二第三項、第十二条の二の十四第二項、第十二条の二の十五第二項、第十二条の二の十七第二項、第十二条の二の十八第二項、第十二条の二の十九及び第十二条の二の二十第一項の規定は、法第三十三条の二において地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二から第二百四十三条の二の六までの規定を準用する場合について準用する。	（公金の徴収等の委託） **第五十三条の二**　地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号）第十二条の二の十二第三項、第十二条の二の十四第二項、第十二条の二の十五第二項、第十二条の二の十七第二項、第十二条の二の十八第二項、第十二条の二の十九及び第十二条の二の二十の規定は、法第三十三条の二において地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二から第二百四十三条の二の六までの規定を準用する場合について準用する。

（市町村の合併の特例に関する法律施行規則の一部改正）

第三条　市町村の合併の特例に関する法律施行規則（平成十七年総務省令第四十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
（合併特例区に係る収納の委託に適さない歳入等） **第十四条の十一**　地方自治法施行規則第十二条の二の二十一第一項の規定は、法第四十七条において準用する地方自治法第二百四十三条の二の五第一項第二号の総務省令で定めるものについて準用する。この場合において、同令第十二条の二の二十第一項第一号中「他の普通地方公共団体」とあるのは「普通地方公共団体」と、同項第二号中「普通地方公共団体」とあるのは「合併特例区」と読み替えるものとする。 2　地方自治法施行規則第十二条の二の二十第二項の規定は、法第四十七条において準用する地方自治法第二百四十三条の二の七第二項第二号の総務省令で定めるものについて準用する。 （合併特例区に係る特定歳入等の納付方法） **第十四条の十二**　地方自治法施行規則第十二条の二の二十一の規定は、法第四十七条において準用する地方自治法第二百四十三条の二の七第二項に規定する総務省令で定める方法について準用する。この場合において、同令第十二条の二の二十一中「普通地方公共団体」とあるのは「合併特例区」と読み替えるものとする。 （合併特例区に係る特定歳入等の納付に関する事項等） **第十四条の十三**　地方自治法施行規則第十二条の二の二十二の規定は、法第四十七条において地方自治法第二百四十三条の二の七第四項の規定を準用する場合及び令第五十条第一項において地方自治法施行令第百七十三条の四第二項の規定を準用する場合について準用する。 （合併特例区に係る基準給与年額の算定方法） **第二十六条**　地方自治法施行規則第十三条の二第一項から第三項までの規定は、令第五十条第一項において準用する地方自治法施行令第百七十三条の五第一項に規定する総務省令で定める方法により算定される額について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる地方自治法施行規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	（合併特例区に係る収納の委託に適さない歳入等） **第十四条の十一**　地方自治法施行規則第十二条の二の二十の規定は、法第四十七条において準用する地方自治法第二百四十三条の二の五第一項第二号の総務省令で定めるものについて準用する。この場合において、同令第十二条の二の二十中「普通地方公共団体」とあるのは、「合併特例区」と読み替えるものとする。 ［新設］ ［新設］ ［新設］ （合併特例区に係る基準給与年額の算定方法） **第二十六条**　地方自治法施行規則第十三条の二第一項から第三項までの規定は、令第五十条第一項において準用する地方自治法施行令第百七十三条の四第一項に規定する総務省令で定める方法により算定される額について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる地方自治法施行規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十三条の二第一項	［略］	［略］

第十三条の二第一項	［同上］	［同上］